国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の七の項中

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同項の次に次のように加える。

七の二　厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の十一の項中

市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十四の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十

七の項中

医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十八の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の十九の項中

特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給されることとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給されることとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十六の項中

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣	